

令和2年4月3日  
令和2年4月17日更新  
令和2年4月30日更新  
令和2年5月8日更新  
令和2年5月19日更新

教職員 各位

日本文理大学学長（危機対策本部長）

### 新型コロナウイルス感染防止対策に基づく行動指針について

令和2年5月14日付、新型コロナウイルス感染症に係る大分県からの要請等を踏まえ、感染拡大防止のため、当面の間、各位に以下の行動を要請いたします。

#### 1. 感染防止のための行動指針

##### ①手洗いや咳エチケット等の感染症対策の徹底

- ・授業中や業務中での定期的な換気を徹底。
- ・飛まつ感染防止のために、**教室や会議室**では一定の間隔をあけて座席を確保。
- ・授業を担当する教員及び窓口対応の職員は学生への感染を防ぐためマスクの着用を義務。  
※紙マスクが無い場合は、布マスク等を作成・着用。

##### ②体調管理の徹底

- ・毎日の体温測定の義務。
- ・「健康観察チェック表」を利用して健康観察を実施。
- ・発熱している場合は出勤を控える。

##### ③不要不急な外出や集まりは、控えること

- ・都道府県をまたいだ移動を自粛する。  
※特定警戒都道府県をまたいだ移動を行った場合は、帰県後2週間不要不急の外出を自粛してください（対象地域を通過しただけであれば除外）。
- ・規模の大小に関わらず、人が多く集まる場所等の密閉空間、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベント等の参加については自粛する。
- ・都道府県をまたいだ出張は原則、禁止とする。
- ・都道府県をまたいだ移動は自粛するとともに、不要不急の外出や会合（行事、私的を含む懇親会等）への参加は、感染防止に配慮し、各自の判断・責任で行動してください。

#### ④その他

- ・会議及び打合せ等の必要性を再確認し、実施の中止、延期や実施方法の変更などを含め、検討する。なお、実施の場合は、感染拡大防止の措置をとる。
- ・必要かつ緊急であると判断する「学生指導・研究室単位での研究活動」等については、遠隔講義期間中は学生の入構が制限されていることを考慮した上で、感染拡大防止の措置を徹底し、平日8:50～19:00の時間帯のみで実施する。
- ・学内で食堂を利用する場合、学生の昼食時間(12:00～13:00)を避ける。

#### 2. 発熱している場合や風邪症状が見られる場合の行動について

- ・発熱、咳、全身倦怠感等いずれかの症状がある。あるいは、検温し体温が37.5℃以上ある場合は、無理をせず出勤は控える。
- ・発熱、咳、全身倦怠感等、体調不良の症状が、治療薬を使用しないで体調が完全に回復した場合は、体調が完全に回復して2日後(症状が喪失した日を0日として3日目)から出勤する。
- ・発熱や風邪症状が続く場合は、保健所(帰国者・接触者相談センター)に連絡すること。
- ・医療機関に必ず受診可能かを本人が電話連絡した上で受診することを前提とする。
- ・出勤を控える場合は、事前に大学(所属長及び大学総務・経理担当)に連絡をする。
- ・担当授業は休講とし後日授業を行う。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録(把握)すること。

#### 3. 感染者発生の場合の行動について

感染者が判明しだい、所管保健所に連絡をとり以下の対応を行う。

##### ①感染者(本人)

- ・大学(所属長及び大学総務・経理担当)に連絡をする。
- ・医療機関にて治療及び経過観察を実施する。
- ・所管保健所(帰国者・接触者相談センター)に連絡する。
- ・退院後、大学に電話連絡する。
- ・罹患後の出勤開始については、医師の許可を必要とする(「診断・治癒証明書」を医師に記入していただき、大学総務・経理担当へ提出)。
- ・大学は、発生時に学内(該当の建物等)消毒作業を実施する。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録(把握)すること。

##### ②濃厚接触者

- ・所管保健所(帰国者・接触者相談センター)に連絡して検査を実施する。

- ・濃厚接触者のうち保健所から PCR 検査が必要と判定された者は、検査結果が判明するまで自宅待機する。
- ・濃厚接触者のうち PCR 検査が不要と判定された者及び PCR 検査の結果が陰性である者は、その後毎日の体温測定など健康観察自己管理に努め、常時のマスク着用を条件に出勤可能とする。
- ・感染の有無に関わらず大学へ電話連絡する。
- ・大学は、PCR 検査の結果に係わらず、PCR 検査対象者が出た直後に、学内（該当の建物等）消毒作業を実施する。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。
- ・自己の行動を記録（把握）すること。

**【本件に関する相談窓口】**

○教職員等窓口：大学総務・経理担当 097-524-2700

以上